

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において内閣委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出2件であり、本院議員提出の1件（ボランティア基本法案）を除き成立した。

また、本委員会付託の請願11種類250件のうち、3種類39件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、平成6年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額等を本年4月分から1.10%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算の年額を本年4月分からそれぞれ引き上げるほか、目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金の支給要件の緩和を図ろうとするものである。

委員会においては、2月21日、今後の恩給改善に対する基本姿勢、阪神大震災により被災した恩給受給者等への政府の対応等について質疑が行われ、質疑を終局した。同月28日、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、阪神・淡路大震災被災恩給受給者について恩給の受給に支障がないよう努めること等、8項目から成る附帯決議が行われた。

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案は、阪神・淡路大震災対策の一環として、被災者等について、許可等の有効期間等の延長及び法令に基づく届出等の期限内不履行の免責に関する措置を講じようとするものである。

その内容は、存続期間が震災発生日である平成7年1月17日以降に満了する許可等については、その満了日を告示等により同年6月30日を限度として延長することができることとし、また、法令に基づき平成7年1月17日から同年4月27日までの間に履行されるべきであるとされている届出等の義務については、その義務が同月28日までに履行されたときには、行政上又は刑事上の責任は問われないこととするものである。

委員会においては、2月28日、質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案は、雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられることとなったことを踏まえ、育児休業中の国家公務員等の経済的援助を行うため、国家公務員等共済組合制度の短期給付の中に育児休業手当金を創設するとともに、義務教育諸学校等の女子教育職員、看護婦、保母等に係る育児休業給を廃止しようとするものである。

委員会においては、3月28日、育児休業手当金創設の意義、同手当金の共済組合短期経理に与える影響等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成7年2月17日付けの意見の申出にかんがみ、社会経済情勢の動向等に対応して、障害補償年金等を受ける権利を有する者で介護を要するものに対して、介護補償を支給する制度を創設するとともに、遺族補償年金の額を引き上げる等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3月28日、今後の介護支援施策の拡充、地下鉄有毒ガス事件被災公務員への対応等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

臨時大深度地下利用調査会設置法案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、総理府に臨時大深度地下利用調査会を設置しようとするものである。

その内容は、調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大深度地下の利用に関する諸問題について、広くかつ総合的に検討を加え、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議すること、内閣総理大臣は、調査会の答申又は意見を受けたときはこれを尊重するとともに、これを国会に報告すること、調査会は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する12人以内の委員で構成すること、調査会は本法施行の日から3年を経過した日に廃止されること等とするものである。

委員会においては、6月2日、調査会の審議の進め方等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月9日、今期国会における本委員会関係の内閣提出法律案、総理府関係の施策及び平成7年度内閣、総理府関係予算について五十嵐内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成7年度総務庁関係予算について山口総務庁長官から、防衛庁の基本方針について玉沢防衛庁長官から、平成7年度防衛庁関係予算及

び平成7年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴取した。

また、3月17日、平成7年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について委嘱審査を行い、政府の多目的船導入に向けた検討状況、国家公務員の海外研修の充実強化、世界に通用する規制緩和推進5か年計画の策定、阪神・淡路大震災における自衛隊の活動実績と自衛隊法改正の必要性、防衛計画大綱見直しのスケジュール、日米物品・役務融通協定（ACSA）締結の見通し、戦域ミサイル防衛（TMD）への対応等について質疑を行った。

なお、5月23日には、自衛隊の業務運営等の実情調査のため、航空自衛隊百里基地、陸上自衛隊武器学校の視察を行った。

（2）委員会経過

○平成6年12月14日（水）（第131回国会閉会後第1回）

- 多用途支援機の機種選定評価作業に係る有識者会合における意見のとりまとめについて玉沢防衛庁長官から報告を聴いた後、航空自衛隊の次期多用途支援機の機種選定に関する件、沖縄の米軍基地に関する件等について五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、河野外務大臣、武村大蔵大臣及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成7年度内閣、総理府関係予算に関する件について五十嵐内閣官房長官から、総務庁の基本方針に関する件及び平成7年度総務庁関係予算に関する件について山口総務庁長官から、防衛庁の基本方針に関する件について玉沢防衛庁長官から、平成7年度防衛庁関係予算に関する件及び平成7年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成7年2月21日（火）（第2回）

- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について山口総務庁長官から趣旨説明を聴いた後、同長官、五十嵐内閣官房長官、

政府委員、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年2月28日（火）（第3回）

- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第9号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案（閣法第55号）（衆議院送付）について山口総務庁長官から趣旨説明を聴き、五十嵐内閣官房長官、警察庁及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第55号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年3月17日（金）（第4回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について谷衆議院事務総長、戸張参議院事務総長、緒方国立国会図書館長、中川裁判官弾劾裁判所事務局長及び舟橋裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について矢崎会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁））について玉沢防衛庁長官、五十嵐内閣官房長官、山口総務庁長官、弥富人事院総裁、政府委員、外務省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年3月28日（火）（第5回）

- 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、五十嵐内閣官房長官、弥富人事院総裁、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第33号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

- 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について山口総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、弥富人事院総裁、政府委員、公正取引委員会及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第77号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年6月2日（金）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 臨時大深度地下利用調査会設置法案（参第5号）について発議者参議院議員野沢太三君から趣旨説明を聴き、同君及び五十嵐内閣官房長官に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、可決した。

（参第5号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年6月14日（水）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- ボランティア基本法案（参第2号）について発議者参議院議員広中和歌子君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第5号外38件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外210件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善等を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成7年4月分以降、1.10%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成7年4月分以降、75歳の年齢区分を廃止するとともに、1.10%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成7年4月分以降、1.10%引き上げる。

また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成7年4月分以降、13万1,900円（現行12万9,900円）に引き上げる。

- 4 傷病恩給の基本年額を、平成7年4月分以降、1.10%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成7年4月分以降、1.10%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成7年4月分以降、8万4,950円（現行8万3,150円）に引き上げる。
- 6 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成7年4月分以降、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては26万3,600円（現行26万1,800円）に、扶養遺族である子を1人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては15万600円（現行14万9,600円）に引き上げる。
- 7 目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金（一時金）について、平成7年7月以降、当該症状の固定が退職後3年以内であることを要しないこととする。
- 8 本法律は、平成7年4月1日から施行する。ただし、目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金の支給要件の緩和については、平成7年7月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

- 一 阪神・淡路大震災により被災した恩給受給者については、その被災の状況にかんがみ、恩給証書の再発行、受給権調査の実施等につき特段の配慮を行い、恩給の受給に支障のないよう努めること。
 - 一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。
 - 一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。
 - 一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
 - 一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。
 - 一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。
 - 一 戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の増額について適切な措置をとること。
 - 一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。
- 右決議する。

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられることとなったことを踏まえ、国家公務員等の育児休業中の経済的援助を行うため、雇用保険法と同様の内容の給付を共済組合制度の中に設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 短期給付の中に育児休業手当金を創設する。
 - (1) 国家公務員の育児休業等に関する法律等の規定に基づく育児休業をした場合に支給する。
 - (2) 支給期間は、育児休業をした期間とする。
 - (3) 育児休業をした期間1日につき標準報酬の日額の100分の25に相当する金額を支給する。ただし、そのうち100分の5に相当する金額については、当該育児休業が終了した日後6月以上組合員であるときに支給する。
 - (4) 国は、育児休業手当金の支給に要する費用のうち、支給される育児休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して定める割合を乗じて得た額を負担する。
- 2 義務教育諸学校等の女子教育職員、看護婦、保母等に係る育児休業給は廃止する。
- 3 施行期日は、平成7年4月1日とする。

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

（閣法第55号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長及び法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除に関し所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国の行政機関の長等は、阪神・淡路大震災（以下「震災」という。）の被災者等に係る権利その他の利益であって、その存続期間が震災発生日である平成7年1月17日以降に満了するものについては、その満了日を告示等により同年6月30日を限度として延長することができることとする。
- 2 法令に基づき平成7年1月17日から同年4月27日までの間に履行されるべきであるとされている届出、報告等の義務が震災により履行されなかった場合において、その義務が同月28日までに履行されたときには、行政上又は刑事上の責任は問われないこととする。
- 3 本法律は、公布の日から施行する。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成7年2月17日付けの意見の申出にかんがみ、社会経済情勢の動向等に対応して、国家公務員災害補償法について所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 介護補償制度を創設し、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者で、人事院規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要するものに対して、病院等に入院している期間を除き、介護補償を支給する。なお、介護補償は、月を単位として、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。
- 2 遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の年齢要件を現行の「18歳未満」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に緩和する。
- 3 遺族補償年金の最高額を支給する場合の遺族数を現行の「5人以上」から「4人以上」とするとともに、遺族数が「2人」、「3人」の場合の支給額を引き上げる。
- 4 年金たる補償の支払回数を現行の「年4回」から「年6回」とし、支払期月を偶数月とする。
- 5 「福祉施設」を「福祉事業」に名称変更するとともに、被災職員が受ける介護の援護を福祉事業として明示する。
- 6 罰則の罰金額の上限を現行の「3万円」から「20万円」に引き上げる。
- 7 この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、3及び6は平成7年8月1日から、5は平成7年10月1日から、4は平成8年8月1日から施行する。

臨時大深度地下利用調査会設置法案（参第5号）

【要旨】

本法律案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議する機関として、総理府に臨時大深度地下利用調査会（以下「調査会」という。）を設置しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大深度地下の利用に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、大深度地下の利用に関する基

本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議し、また、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

- 2 内閣総理大臣は、調査会の答申及び意見を受けたときは、これを尊重するとともに、国会に報告するものとする。
- 3 調査会は、大深度地下の利用に関する諸問題について優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員12人以内で組織する。
- 4 調査会は、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、委員の両議院の同意に関する部分は、公布の日から施行する。
- 6 本法律は、施行の日から起算して3年を経過した日にその効力を失う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※9	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 3	7. 2. 17	7. 2. 28 可決 附帯決議	7. 2. 28 可決	7. 2. 3	7. 2. 16 可決 附帯決議	7. 2. 17 可決	
※33	国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	2. 27 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	2. 10 大蔵	3. 8 可決	3. 10 可決	
55	阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案	〃	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可決	2. 28 可決	2. 24	2. 24 可決	2. 27 可決	
77	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案	〃	3. 10	3. 24	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 10	3. 17 可決	3. 17 可決	

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
2	ボランティア基本法案	広中 和歌子君 外3名 (7. 3. 8)	7. 3. 13		7. 6. 2	未了					
5	臨時大深度地下利用調査会 設置法案	野沢 太三君 外4名 (7. 6. 1)	6. 2	6. 5	6. 1	6. 2 可決	6. 5 可決	6. 2 (予備)	6. 9 可決	6. 16 可決	